

2017年の 死刑判決と死刑執行

アムネスティ・インターナショナル報告書（抄訳）



AMNESTY
INTERNATIONAL



アムネスティ・インターナショナルの死刑統計数値に関して

この報告書は、2017年1月から12月までの法に基づく死刑に関する情報を扱う。前年度までと同様、情報源は公的統計数値、死刑判決を受けた個人やその家族、弁護人からの情報、その他市民団体からの報告、メディア発表など多岐にわたる。死刑執行、死刑判決、その他減刑やえん罪の無罪判定に関して、信頼できる情報のみを報告する。多くの国々で、政府は死刑に関する情報を公開していない。ベラルーシ、中国、ベトナムは、死刑執行数を依然として国家機密とみなす。2017年、ほぼ、あるいはまったく情報が得られなかった国もあり、特にラオス、リビア、マレーシア、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、シリア、ベトナム、イエメンでは、情報開示制限や武力紛争のために情報を得ることができなかった。

したがって、ごく少数の例外を除き、本報告書で表す数値は最小値となる。実際の数字は、おそらくかなり高い。特定の年に特定の国に関し、より完全な情報が得られた場合は、報告書に明記している。

2009年、アムネスティ・インターナショナルは中国における死刑の推計値の公表を中止した。中国当局が、アムネスティが提示した数値を歪めて伝えることへの懸念があったためである。中国では情報へのアクセスが制限されるため、アムネスティが発表できた数値は実際よりも著しく低いことを、私たちは常に明確にしてきた。中国はいまだに死刑に関する数値を公表していない。しかしながら、入手した情報は、中国では毎年、何千という人びとが死刑判決を受け処刑されていることを示している。アムネスティはあらためて、中国政府に対して、死刑に関する情報を開示するよう求める。

本報告書の発表以後にアムネスティが情報を新たに入手し、その情報を検証できた場合は、オンラインで数値を更新している (www.amnesty.org/deathpenalty)。

文中や図表で隣の数字に「+」がついている場合<例えばインドネシア[47+]>は、アムネスティは、インドネシアで47件の死刑執行または死刑判決を確認したが、実際には47件より多いと考えていることを意味する。国名の後に「+」がついているが数字はついていない場合<例えばイラン[+]>は、アムネスティはその国で1件以上の執行または判決があったことを確認しているが、信頼できる最小値を出すほど十分な情報を得ていないことを意味する。世界的および地域別の総計の場合、「+」は、中国の場合も含め、2件とカウントした。

アムネスティは、犯罪の種類や状況、犯罪の有無、個人の特質、死刑執行方法などを問わず、例外なく死刑に反対する。そして死刑の全面的な廃止に向けて活動している。

“死刑は、被害者のためになるわけでも、 犯罪の抑止につながるわけでもない”

アントニオ・グテーレス国連事務総長（2017年10月10日）

死刑に関する世界の数字

アムネスティ・インターナショナルは2017年も、各国の死刑状況について世界規模の調査を行った。その結果、2017年の死刑判決数と死刑執行数は、いずれも前年を下回っていることがわかった。死刑を執行した国および死刑判決を言い渡した国の数は、ここ数年の数値とほぼ同じレベルである。2カ国がすべての犯罪において死刑を廃止し、1カ国が、殺人などの通常犯罪に適用していた死刑を廃止した。死刑の適用を制限する措置を導入した国も、数カ国あった。2017年末時点で、106カ国がすべての犯罪において死刑を廃止し、142カ国が法律上あるいは事実上、死刑を廃止している。

これらの数字は、あらためて死刑廃止へと向かう世界的な傾向を示したものと言える。死刑を存置する国は、ごく少数に過ぎない。その中でもわずか4カ国が、世界の執行総数の84%を占めている。

前向きな傾向は、特にサハラ以南の地域に顕著に表れている。同地域の死刑執行国数は、2016年の5カ国から2017年は2カ国に減り、死刑判決数も大幅に減少した。さらにこの年、ギニアはすべての犯罪において死刑を廃止し、ケニアが殺人に対する絶対的法定刑^{*}としての死刑を廃止した。この地域の死刑廃止国数は、1981年に1カ国が初めて死刑を廃止してから、2017年は20カ国に達した。

アムネスティは、薬物関連の犯罪に対する世界の死刑執行数が、明らかに減少していることを確認した。また、イランとマレーシアは、薬物関連犯罪に対する死刑の必要性に強いこだわりを持つ一方で、この犯罪に対する絶対的法定刑としての死刑の適用を減らす法改正を行った。

こうした力強い動きから、世界は転換点を通過したことがうかがえる。残虐、非人道的かつ品位を傷つける究極の刑罰である死刑が世界からなくなる日も、そう遠くない。

^{*}裁量の余地のない刑罰

死刑執行

世界で執行された死刑の数は、2016年と2017年の2年間で減少し続けた。2017年の死刑の執行総数は993件で、1989年以降で最多を記録した2015年の1,634件から39%、2016年の1,032件から4%減少した。これらの数字には、中国における数千件の死刑執行件数は含まれていない。中国では、死刑に関するデータは国家機密扱いとなっているためである。

イラン一国で、記録した全執行数の51%を占めている。イランに、サウジアラビア、イラク、パキスタンを合わせると、世界の総数の84%となる。イラクの死刑執行数は、前年の88件から42%増の125件以上になった。一方、死刑執行数が前年から減少した国もあった。イランは11%減、サウジアラビアは5%減、パキスタンでは31%減と大幅に減少した。

他に減少が目立ったのは、エジプトの 20%減、ベラルーシの少なくとも 4 件から少なくとも 2 件への減少だった。逆に執行数が2倍前後増えた国もある。パレスチナが前年の 3 件から 6 件、シンガポールが同 4 件から 8 件、ソマリアが同 4 件から 24 件となった。

アムネスティの調べでは世界の死刑執行国数は、2016 年と同じ 23 カ国だった。バーレーン、ヨルダン、クウェート、アラブ首長国連邦が停止していた執行を再開し、逆に前年に執行のあったボツワナ、インドネシア、ナイジェリア、スーダン、台湾の 5 カ国では、死刑執行が確認できなかった。リビアとシリアでは、死刑執行の有無を確認できなかった。

2017 年に死刑を執行した国と件数

アフガニスタン [5]、バーレーン [3]、バングラデシュ [6]、ベラルーシ [2+]、中国 [+], エジプト [35+]、イラン [507+]、イラク [125+]、日本 [4]、ヨルダン [15]、クウェート [7]、マレーシア [4+]、北朝鮮 [+], パキスタン [60+]、パレスチナ [6:ガザ・ハマス政府]、サウジアラビア [146]、シンガポール [8]、ソマリア [24:プントランド 12、ソマリア連邦政府 12]、南スーダン [4]、アラブ首長国連邦 [1]、米国 [23]、ベトナム [+], イエメン [2+]

処刑方法は以下のとおりである。斬首(サウジアラビア)、絞首(アフガニスタン、バングラデシュ、エジプト、イラン、イラク、日本、ヨルダン、クウェート、マレーシア、パキスタン、パレスチナ、シンガポール、南スーダン)、致死薬注射(中国、米国、ベトナム)、銃殺(バーレーン、ベラルーシ、中国、北朝鮮、パレスチナ、ソマリア、アラブ首長国連邦、イエメン)。過去数年と同様に、石打ちによる処刑は、確認できなかった。

国際機関別にみる死刑執行

- 米州機構: 35 カ国中、死刑執行があったのは米国のみ
- 欧州安全保障・協力機構: 57 カ国中、ベラルーシと米国のみで執行があった
- アフリカ連合: 55 カ国中、エジプト、ソマリア、南スーダンの 3 カ国で執行があった
- アラブ連盟: 21 カ国中、バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、パレスチナ、サウジアラビア、ソマリア、アラブ首長国連邦、イエメンの 10 カ国で執行があった。
- 東南アジア諸国連合: 10 カ国中、マレーシア、シンガポール、ベトナムの 3 カ国で執行があった
- 英連邦: 53 カ国中、執行を把握できたのは、バングラデシュ、マレーシア、パキスタン、シンガポールの 4 カ国
- フランコフォニー国際機関: 58 カ国中、執行があったのは、エジプトとベトナムのみ
- G8: 執行があったのは、日本と米国のみ
- 国連: 193 カ国中、88%の 170 カ国で、執行がなかった

死刑判決

世界の死刑判決件数は、前年比 17%減少し、2,591 件だった。2014 年は 2,466 件、2016 年は 3,117 件と、ここ数年、件数が多い傾向にある。

死刑判決を下した国の数は、2015 年 61 カ国、2016 年 55 カ国、そして 2017 年は 53 カ国となり、2 年連続の減少となった。前年、死刑を言い渡したが 2017 年は 1 件もなかったのは、バルバドス、エチオピア、カザフスタン、リベリア、マラウイ、ニジェール、パプアニューギニアの 7 カ国である。

逆に、2016 年には死刑判決がなかった 5 カ国で、死刑判決が下された。バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、赤道ギニア、ガンビアである。

死刑判決が著しく多かった国は、バングラデシュ、エジプト、モロッコ/西サハラ、ナイジェリア、シエラレオネ、シンガポール、スリランカ、トリニダード・トバゴである。逆に大きく減ったのが、アルジェリア、コンゴ民主共和国、インド、ガーナ、インド、インドネシア、イラク、クウェート、レバノン、マリ、パキスタン、サウジアラビア、ソマリア、タンザニア、チュニジア、アラブ首長国連邦であった。

いくつかの国で増加した理由は、スリランカのように当局が死刑の詳細な情報をアムネスティに提供したためである。アムネスティが、複数の国で信頼できるデータを得られたことも、総数増の要因と言える。

2017 年末での世界の死刑囚総数は、少なくとも 21,919 人である。

2017 年に死刑判決を宣告した国と件数

アフガニスタン[11+]、アルジェリア[27+]、バーレーン[15]、バングラデシュ [273+]、ベラルーシ[4+]、ボツワナ[4]、ブルネイ[1]、中国[+]、コンゴ民主共和国[22+]、エジプト[402+]、赤道ギニア [2]、ガンビア[3]、ガーナ[7]、ガイアナ[3+]、インド[109]、インドネシア[47+]、イラン[+]、イラク[65+]、日本 [3]、ヨルダン[10+]、ケニア[21+]、クウェート [15+]、ラオス[1+]、レバノン共和国 [12+]、リビア[3+]、マレーシア[38+]、モルディブ[2]、マリ[10]、モロッコ/西サハラ [15+]、ミャンマー(ビルマ)[2+]、ナイジェリア[621]、北朝鮮[+]、パキスタン[200+]、パレスチナ[16: ガザ・ハマス政府]、カタール[1]、サウジアラビア[1+]、シエラレオネ[21]、シンガポール[15]、ソマリア[24: プントランド 16: ソマリア連邦政府 8]、南スーダン[16+]、スリランカ[218]、スーダン[17+]、台湾[3]、タンザニア[5+]、タイ[75]、トリニダード・トバゴ[9]、チュニジア[25+]、アラブ首長国連邦[5]、米国[41]、ベトナム[35+]、イエメン[5+]、ザンビア[94]、ジンバブエ[11]

減刑、恩赦、免罪

アムネスティは、死刑の減刑あるいは恩赦を、21 カ国で確認した。バングラデシュ、カメルーン、中国、エジプト、インド、インドネシア、日本、クウェート、マレーシア、モーリタニア、モロッコ/西サハラ、ナイジェリア、パキスタン、パプアニューギニア、カタール、スリランカ、台湾、チュニジア、アラブ首長国連邦、米国、ジンバブエのである。

また、死刑囚から無罪になったのが、6 カ国で 55 件あった。中国[1]、モルディブ[1]、ナイジェリア[28]、台湾[1]、米国[5]、ザンビア[19]である。

死刑の適用状況

イランでは、少なくとも 31 件の公開処刑が行われた。

アムネスティの調べでは、イランでは少なくとも 5 人が 18 才未満のときに犯した罪で処刑された。また、他に数人が 18 才未満の時の犯罪で死刑判決を受けた。アムネスティは、バングラデシュ、イラン、モルディブ、パキスタン、サウジアラビアでは、死刑囚の少年犯罪者が複数いると見ている。犯行時 18 才未満の少年に死刑を宣告・執行することは、国際法違反である。出生届など年齢を証明するものがないために、囚人の実年齢がしばしば議論になる。

日本、モルディブ、パキスタン、シンガポール、米国などの数カ国で、精神障がい者や知的障がい者が、死刑判決を受けたり、処刑されたりした。

死刑判決や処刑が行われている国の大半は、公正な裁判の国際基準から逸脱した裁判を行っていた。アムネスティが裁判手続きで特に懸念を抱いたのは、バングラデシュ、ベラルーシ、中国、エジプト、イラン、イラク、北朝鮮、パキスタン、サウジアラビア、シンガポール、ベトナムであった。バーレーン、中国、イラン、イラク、サウジアラビアなど数カ国では、有罪判決および死刑判決は、拷問などの虐待によって引き出された「自白」に基づくケースがあった。イランとイラクでは、このような「自白」が、裁判の前にテレビで放映される場合があり、無罪推定の原則に反し被告人の権利を侵害している。バングラデシュとパレスチナでは、被告人不在のまま死刑が宣告された。

絶対的法定刑としての死刑は、ブルネイ、ガーナ、イラン、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ナイジェリア、パキスタン、サウジアラビア、シンガポール、トリニダード・トバゴで科せられている。絶対的法定刑としての死刑は、被告の環境や犯罪の背景を一切考慮せず、人権保護に反している。

エジプトとパキスタンでは、軍事法廷が民間人に死刑判決を言い渡した。バングラデシュとパキスタンでは、特別法廷が、公平な裁判の国際基準に沿わない裁判で、死刑を科した。

過失で犯した殺人、つまり市民のおよび政治的権利に関する国際規約の「最も重大な犯罪」に当たらない犯罪で、死刑を言い渡されたり、処刑される人が依然として後を絶たなかった。

前向きな動き

新たに 2 カ国が、すべての犯罪から死刑を廃止した。2017 年 5 月 31 日、ギニア国民議会は、新たな軍事裁判規約を採択した。これは刑罰から死刑を排除したもので、12 月 28 日に施行された。モンゴルでは、2015 年 12 月 3 日に採択された死刑を完全に廃止する新刑法が、2017 年 7 月 1 日に施行された。

2017 年 10 月 24 日、グアテマラの憲法裁判所は、死刑を科すことを認める刑法と薬物取締法の条項は、憲法違反だと判断した。これを受けアムネスティは、同国を通常犯罪において死刑を廃止している国に分類する。

すでに死刑を廃止していた 2 カ国、マダガスカルとサントメ・プリンシペが、市民のおよび政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書(死刑廃止条約)を批准し、死刑制度を持たないことを公約することとなった。また、法律上も実際も死刑を存置するガンビアが、同議定書に署名した。これによりガンビアは、死刑執行を停止し、死刑の廃止に向けた必要な措置をとる義務を負う。

太平洋諸島フォーラムの加盟国で唯一死刑を存置するパプアニューギニアでは、裁判所が、死刑囚の人権保護に関する審問を行い、死刑囚 12 人の死刑執行を無期限に延期するとともに、赦免委員会を設置し

て恩赦の申請を再審理するよう命じた。

死刑の適用を制限する重要な措置が、数カ国で取られた。アフガニスタンでは、アシュラフ・ガニー・アフマドザイ大統領が、2017年3月4日、新たな刑法を承認した。同法で、死刑が適用される犯罪の数が減った。中国では司法と行政の各機関が、公正な裁判を保障・強化するために、新たな法令や規則を制定した。

イランは11月、薬物取締法を改正し、絶対的法定刑として死刑が適用される薬物の取引・使用量を引き上げた。改正法がさかのぼって適用される可能性もある。同じく11月、マレーシアの下院は、危険薬物法を改正し、薬物の密輸で有罪となった場合、法執行機関に協力すれば、量刑が酌量されることになった。ケニア最高裁は12月14日、殺人に対する絶対的法定刑としての死刑の適用は憲法違反だと裁定した。

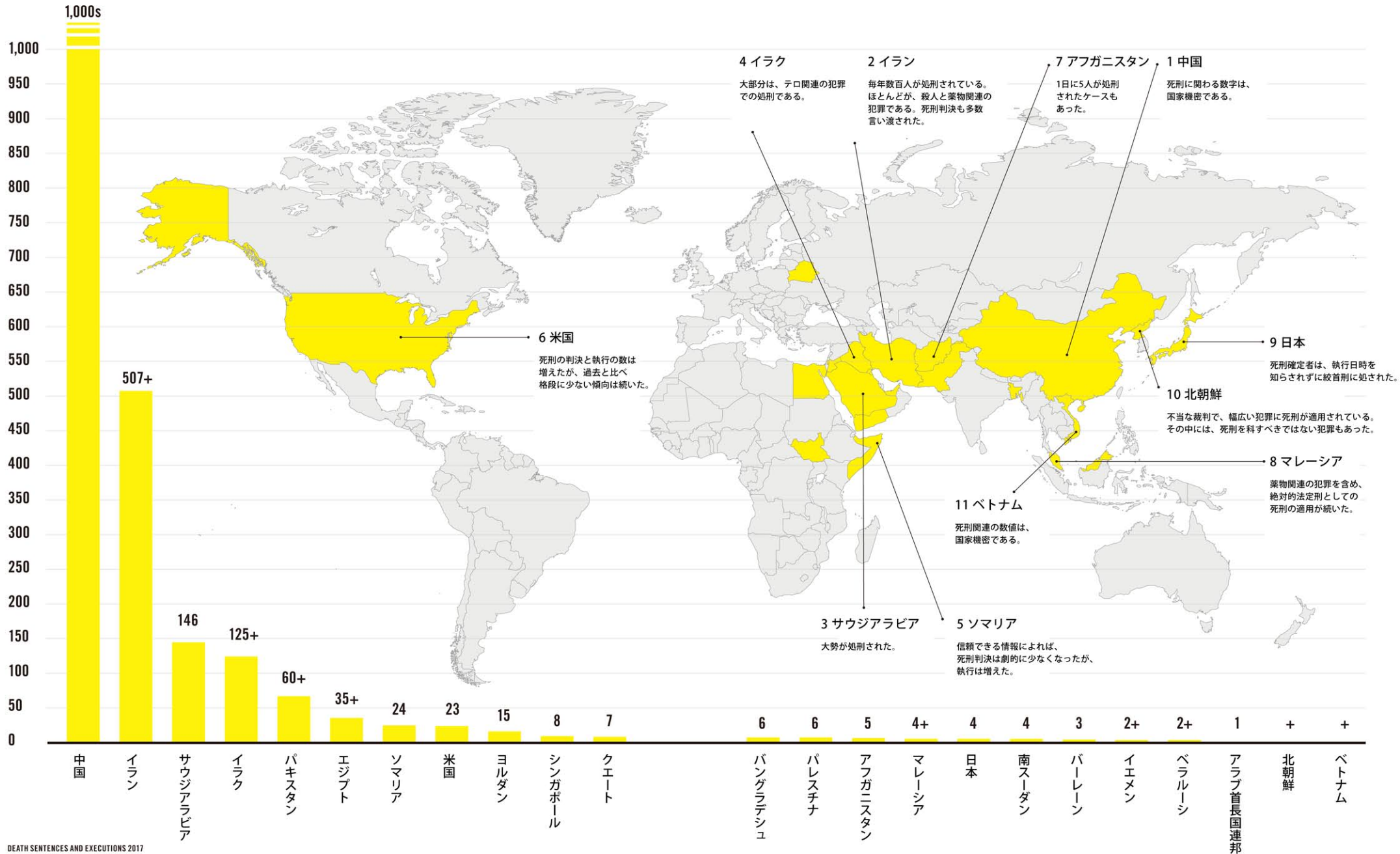
2017年死刑執行国

本地図の国境は一般的なもので、アムネスティの考えを示すものではない。

11カ国で過去5年間（2013 - 2017）、処刑が続いている。

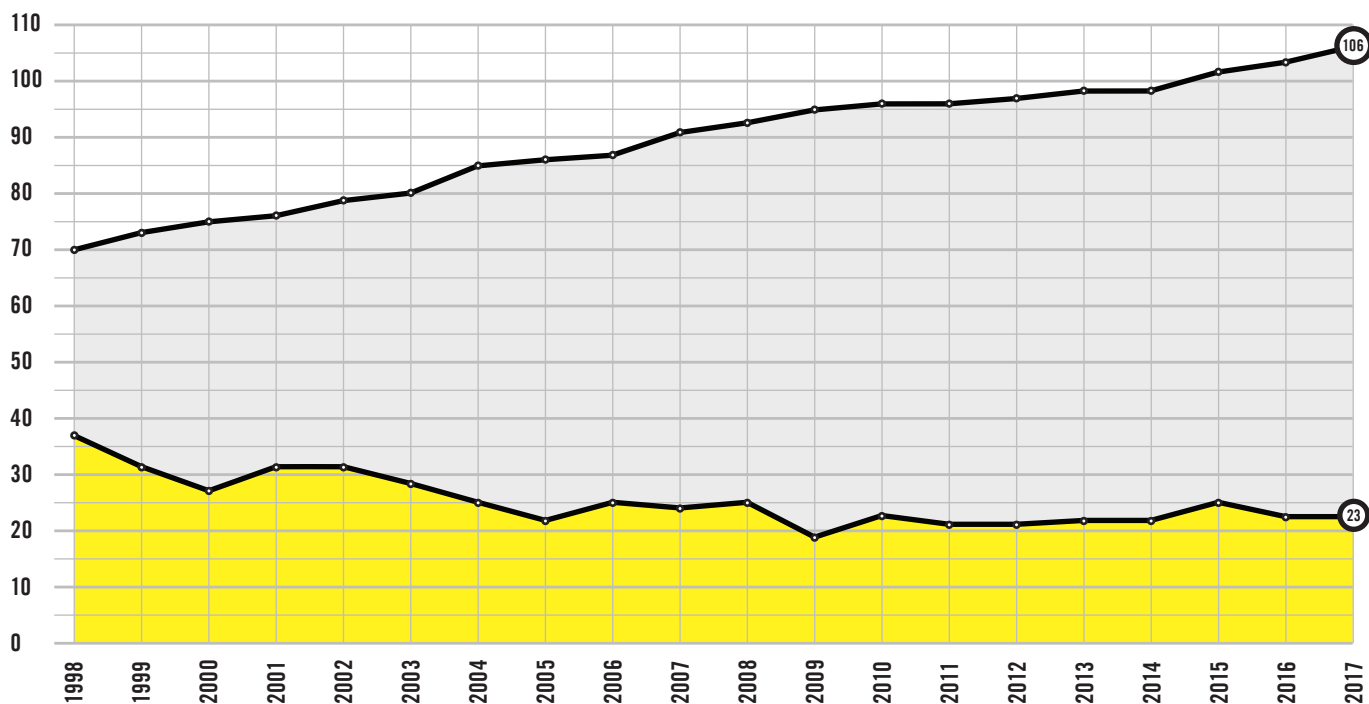
数字の右の「+」は「少なくとも」の意味。数字のない「+」は、確認は得ていないが、1件以上の執行があったとアムネスティが確信していることを示す。

リビアとシリアで処刑があったと思われるが、いずれも情報は入手できなかった。



死刑の潮流 1998 - 2017

死刑廃止国は増加する一方、執行国は減り続けた。



2017年末時点で、法律ですべての犯罪に対し死刑を廃止している国は、106カ国。20年前の1998年は、70カ国であった。事実上死刑を廃止している国を加えると、142カ国になった。

一方、2017年に死刑を執行した国は、23カ国。20年前の1998年は、37カ国だった。死刑廃止に向かう世界の潮流が、数字にはっきりと表れている。

地域別概況

<南北アメリカ>

- 米国は9年連続で、南北アメリカで死刑執行があった唯一の国となった。
- 同国の死刑執行と判決の数は、前年に比べわずかに増加したものの、近年では極めてわずかな増加にとどまっている。かつては5大執行国だったが、2016年は7番目、2017年は8番目であった。なお、2006年にも5大執行国から外れている。
- 南北アメリカの国で死刑判決があったのは、ガイアナ、トリニダード・トバゴ、米国の3国だけである。
- グアテマラは、法律上または事実上、死刑を廃止した142番目の国となった。

2017年の国別状況

国名	死刑執行数	死刑判決数	死刑囚数
アンティグア・バーブーダ	0	0	0
バハマ	0	0	0
バルバドス	0	0	11
ベリーズ	0	0	0
キューバ	0	0	0
ドミニカ	0	0	0
グレナダ	0	0	1
グアテマラ	0	0	0
ガイアナ	0	3	26
ジャマイカ	0	0	0
セントクリストファー・ネイビス	0	0	1
セントルシア	0	0	0
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	0	0	1
トリニダード・トバゴ	0	9	42
米国	23 アラバマ(3) アーカンソー(4) フロリダ(3) ジョージア(1) ミズーリ(1) オハイオ(2) テキサス(7) バージニア(2) 8州	41(女性3) アラバマ(2) アリゾナ(4) アーカンソー(1) カリフォルニア(11) フロリダ(3) アイダホ(1) ミシシッピ(1) ミズーリ(1) ネブラスカ(1) ネバダ(4) オハイオ(2) オクラホマ(2) テキサス(4) 連邦当局(2) 14州と連邦当局	2,724(女性24) カリフォルニア(746) フロリダ(349) テキサス(228) アラバマ(182) ペンシルバニア(156) ほか

死刑執行数、死刑判決数ともに、ここ数年同様、低いレベルにとどまったが、前年比ではわずかに上昇した。

死刑執行数が前年比 3 件増の 23 件、判決数は前年比 9 件増の 41 件であった。執行数は 1991 年以来、判決数は 1973 年以来、2 番目に低い数値である。

昨年まで執行を停止していたオハイオ州、バージニア州、アーカンソー州が死刑を再開したため、死刑を執行した州の数は、前年の 5 州から 8 州になった。しかし、恩赦、裁判所の停止命令、あるいはオハイオ州で起こった処刑失敗に伴う州知事の執行猶予命令などで、予定数の処刑とはならなかった。他の州では、死刑執行数は前年とほぼ同数だったが、ジョージア州だけは、前年の 9 件から 2017 年のわずか 1 件に激減した。テキサス州の執行数は、依然全米で最多だった。

アイダホ、ミシシッピ、ミズーリ、ネブラスカの 4 州および連邦裁判所は、死刑の一時停止をやめて死刑判決を出した。一方、前年に死刑を科したカンザス、ノースカロライナ、オレゴンは、2017 年には死刑判決を出さなかった。この結果、死刑判決を下した司法管轄区域数は、前年より 2 つ増の 15 となった。

米国の死刑

19 州が死刑を廃止している。そのうち 6 州は、10 年前に死刑を廃止している。一方、31 州が死刑を存置している。うち、カリフォルニア、コロラド、カンザス、モンタナ、ネブラスカ、ネバダ、ニューハンプシャー、ノースカロライナ、オレゴン、ペンシルバニア、ワイオミングの 11 州では、10 年以上執行がない。コロラド、オレゴン、ペンシルバニア、ワシントンの 4 州は、公式に死刑執行を停止している。連邦政府は 2003 年以降、軍当局は 1961 年以降、一度も死刑を執行していない。

米国以外の南北アメリカの国々では、近年、ゆっくりながら着実に死刑廃止への歩みが見られる。グアテマラは、殺人などの通常犯罪において死刑を廃止した。ガイアナとトリニダード・トバゴの 2 国のみが、死刑判決を言い渡した。

アンティグア・バーブーダ、バリーズ、キューバ、ドミニカ、グアテマラ、ジャマイカ、セントルシアの各国には、死刑囚はいない。また、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島の 3 カ国では、死刑囚はそれぞれ 1 人だった。ラテンアメリカとカリブ諸国で死刑を存置するのは、バルバドス、ガイアナ、トリニダード・トバゴの 3 国のみである。3 国はいずれも、法律で絶対的法定刑としての死刑を維持した。

南北アメリカの死刑廃止傾向に反して、トリニダード・トバゴでは、死刑判決件数が前年の 2 件から 9 件に急増した。また、同国の司法長官が、控訴審で死刑判決を支持する対応を見せるなど、同国は死刑廃止に背を向けているようである。

特筆すべき動き

バルバドスで 2013 年に殺人罪で死刑判決を言い渡された 2 人に対し、カリブ司法裁判所(カリブ共同体の最高裁判所)は、唯一の証拠が署名もなく、裏づけもとれていない自供であることから、判決を破棄した。

グアテマラは 2017 年 10 月 24 日、死刑を科すことを認める刑法と薬物規制法の条項は違憲であると判断した。法の原則と、死刑の適用範囲拡大の禁止を掲げた米州人権規約に違反するというのが理由である。これにより、11 月 7 日より、通常法で規定された罪には死刑を科すことができなくなった。同国では、最

後の死刑判決が 2012 年に減刑されている。死刑を廃止するための立法と、反対に死刑実施を可能にする立法の双方が提案されているが、2017 末時点ではまだ議会の審議にはかけられていない。

米国では、アーカンソー州の死刑再開が挙げられる。州最高裁判所が 3 種薬物注入法による薬殺刑の合法性を支持してから 1 年もたない 2 月末に、死刑囚 8 人の執行を 4 月中の 10 日間で行うという拙速な予定を組んだ。執行を急いだ理由はほかでもない、4 月末に 3 種の薬物のうち 1 種の使用期限が切れるからだった。アムネスティは、この執行に反対するキャンペーンを行い、その中で執行対象になった死刑囚をめぐるさまざまな問題を指摘した。深刻な精神障がい、人種差別、犯行当時の年齢(未成年)、恣意的逮捕、法的支援の欠如などである。州当局の人命を軽視するような対応は、死刑制度が持つ矛盾や不公平性をあらわにした。8 人のうち、4 人は執行され、3 人には裁判所の停止命令が出され、1 人は知事の恩赦を受けた。

他の州でも死刑が再開された。フロリダ州では、米連邦最高裁が 2016 年 1 月、同州の死刑規定を違憲として以降、死刑執行を停止してきたが、2017 年 8 月、この判断の対象外の死刑囚に対して執行が再開された。2014 年 1 月以降、執行のなかったオハイオ州でも 2 人が処刑された。カリフォルニア州とネバダ州では、2006 年以降、死刑執行はなかったが、致死薬注射規定への訴訟が進展するに伴い、再開の可能性が高まった。

しかし、これらの動きとは対照的に、米国全体としては、死刑廃止への傾向は変わらなかった。

米国ではまた、国際法や国際基準に違反する形で死刑が適用された。例えば重度の精神障がい者であったり、外国人なのに通訳者を付けられなかったことが問題になったりした。とりわけ、テキサス州で 11 月 8 日に処刑されたルーベン・カルデナス・ラミレスの件は、領事関係に関するウィーン条約違反があった。テキサス州当局は、逮捕後遅滞なく、メキシコの領事館に支援を要請する権利があることをラミレスに告知しなかったのだ。

国際司法裁判所が 2004 年に米国に対し、メキシコ人被告 52 人の有罪判決に至った裁判記録の提出を命じたが、ラミレスは、その 52 人の 1 人だった。

アムネスティはさらに、2017 年に死刑執行予定であった、あるいは執行された死刑囚数人について、審理や刑の決定プロセスについて懸念を持った。控訴審では、被告人の利益になる証拠が手続き上の障害を理由に取り上げられないことが、多くあった。例えば、オハイオ州で 7 月 26 日に処刑されたロナルド・フリップの件では、2010 年に連邦判事が、被告が幼少期に激しい虐待を受けていた事実は十分酌量の余地があり、弁護人が陪審員にこの事実を伝えていたならば、量刑に影響していた可能性があるかと断じていた。さらに、この裁判は法的代理人が十分機能していなかった一例であり、州法廷の決定を連邦裁が見直すには限界があるが、今後再考の余地はあるとも述べていた。

ミズーリ州知事は、8 月 22 日に予定されていたアフリカ系アメリカ人のマルセラス・ウィリアムズの死刑執行を、執行数時間前に延期させ、事件のすべての証拠を再調査するよう捜査局に命じた。マルセラス・ウィリアムズの裁判では、陪審は白人 10 人に対してアフリカ系アメリカ人が 1 人だった。被告人の殺人容疑は、監獄内の情報提供者の証言など状況証拠に基づいたものだった。控訴審弁護人らは、情報提供者の証言の信ぴょう性に疑問を呈し、裁判の前後に行われた DNA 鑑定は、ウィリアムズと証拠を結びつけるものではなかったことを強調した。2010 年連邦判事は、弁護人は、ウィリアムズが幼少の時から性的虐待や身体的暴力を受け、犯罪、銃、薬物、アルコールにさらされてきたことを法廷で明らかにして、減刑を求めるべきだったとして、審理のやり直しを命じた。しかし 2012 年、第 8 巡回区控訴裁判所は、州裁判所の判決に対する連邦裁判所の再審理を制限するテロ対策および実効的死刑法に基づき、2 対 1 でこの判決を退けていた。

裁判所が、控訴審で手続き上の障害を理由に被告人の利益になる事実を取り上げないのは、人種差別とも関係があった。9月26日、合衆国最高裁判所はジョージア州のキース・サープの処刑を、執行3時間前に中止させた。これは1991年の裁判で、陪審員の1人が人種差別主義者だったことが結審後に明らかになり、このことが裁判に影響したという申し立てについて再考する時間を設けるためだった。キース・サープの控訴弁護人らが、白人の元陪審員に聞き取りしたところ、「黒人には2種類いる。『普通の黒人』と『ニガー』だ。ニガーには魂があるのか」「黒人には魂がないから死刑にしても大したことではない」と話したという。州裁判所は、書面上の証言はジョージア州法では証拠として採用できず、また申し立てが遅すぎたため手続き不履行を決定した。連邦地方裁判所はこの判断は覆せないとし、第11巡回区控訴裁判所もこの決定を支持した。

こうした背景があるため、2017年の元死刑囚5人の疑いが晴れたことは、一層大きな意義がある。うち2人は罪を犯していないと判断され、3人は公訴が棄却された。これで1973年以降、無罪となって死刑を免れた人の数は、161人になった。

2001年の9.11事件を計画したとして起訴されている5人と、2000年の米海軍駆逐艦コールの爆破事件を首謀した容疑で起訴されているアブド・ラヒム・ナシリに対するキューバのグアンタナモ米海軍基地での公判前手続きは、2017年も続いた。6人全員が、有罪になれば死刑の可能性はあるが、審問は軍の委員会の前で行われ、国際基準の公正な裁判要件を満たしていない。中でも、10月に死刑囚の弁護に経験のある文民の弁護士3人が、弁護から降りたことで、アブド・ラヒム・ナシリの弁護人は殺人罪や死刑事件の弁護経験がない軍人弁護士1人だけとなった。このような裁判での死刑の適用は、恣意的な生命のはく奪に相当する。

<アジア・太平洋>

- 中国は、死刑に関わる情報を一切公開しなかったが、世界の死刑執行大国であることには変わりはない。
- モンゴルは7月、すべての犯罪において死刑を廃止する105番目の国となった。
- パプアニューギニアは、太平洋地域で唯一の死刑存置国となった。
- パキスタンでは、死刑の執行数がさらに減った。
- 東南アジアの国々の大きな懸念として、薬物犯罪に絶対的法定刑として死刑を適用していることが挙げられる。

2017年の国別状況

国名	死刑執行数	死刑判決数	死刑囚数
アフガニスタン	5	11+	600+
バングラデシュ	6	273+	1,465
ブルネイ・ダルサラーム	0	1	+
中国	+	+	+
インド	0	109	371
インドネシア	0	47+	262+
日本	4	3	134
ラオス	0	1+	+
マレーシア	4+	38+	800+
モルディブ	0	2	18
モンゴル	0	0	0
ミャンマー(ビルマ)	0	2+	+
北朝鮮	+	+	+
パキスタン	60+	200+	7,000+
パプアニューギニア	0	0	12
シンガポール	8	15	40+
韓国	0	0	61
スリランカ	0	218	2,717
台湾	0	3	43
タイ	0	75	502
トンガ	0	0	0
ベトナム	+	35+	600+

アジア太平洋地域の死刑執行数は、前年(130件)比28%減の93件だった。この数値には、中国(数千件とも推定される)や北朝鮮、ベトナムの件数は入っていない。3カ国とも、死刑の数字は公表しないため、正確な情報が入手できないためである。この地域の死刑執行数が減少したのは、パキスタンの執行数が31%減少したことによる。一方、シンガポールは、前年比2倍の件数だった。

この地域で死刑を執行した国は、前年11カ国から9カ国に減った。インドネシアと台湾では、死刑判決が1件もなかった。インドでは、2年連続で死刑執行がなかった。

少なくとも 1,037 件の死刑判決が下され、2016 年の 1,224 件から 15%減少したが、スリランカでは大幅に増えている。他に 2016 年に比較して顕著な増加があったのは、バングラデシュ(245 件から 273 件)とシンガポール(7 件から 15 件)である。インドとインドネシアの死刑判決数は、前年比ではやや減少した。

死刑判決を下した国は、前年と同じ 18 カ国だった。ブルネイでは、前年は 1 件もなかったが、この年は 1 件となった。逆にパプアニューギニアは、前年には死刑判決があったが、2017 年は 1 件もなかった。

アジア太平洋地域での死刑の適用には、しばしば国際法および国際基準の違反がみられた。信頼できる情報によると、バングラデシュ、モルディブ、パキスタンでは、死刑囚の中に犯行当時 18 才未満だった人がいた。また、国際法が死刑を認める「最も重大な犯罪」に該当しない犯罪に、死刑が広く適用され、汚職などの経済犯罪や薬物関連の犯罪でも死刑となっている。薬物の罪で死刑を宣告し、処刑した国は、10 カ国もあった。この結果、アジア太平洋地域は、この種の犯罪に死刑を適用する国の割合が、世界中で最も高くなっている。

絶対的法定刑としての死刑と公正な裁判を受ける権利の侵害も、この地域での大きな問題である。インド、シンガポール、タイでは、新たな法律で死刑適用の範囲を拡大し、ハイジャック、核テロ、汚職にも死刑が適用されるようになった。

国別概況

中国では数千人が、死刑判決を受け、処刑されているが、死刑に関する数字は依然として国家機密扱いだった。アムネスティは、死刑の適用状況と最高人民法院のネット上のデータベースに掲載される裁判の判決を、年間を通して監視した。ここで確認できたことは、中国がまたもや世界最多の死刑執行国であり、死刑判決数は、他の国すべての合計よりも多い、ということだった。アムネスティは、中国当局に対してあらためて死刑情報の透明性と開示を強く求めた。

特に懸念するのは、新疆ウイグル自治区の情報が不透明で、数値が過少である疑いがあることである。同自治区の死刑判決や執行に関わる報道は 1 件も見つからず、最高人民法院のデータベースに掲載された死刑判決は、1 件だけだった。これは、同地域の現実を反映していない。同自治区では、当局が年間を通じて治安対策を大々的に強化し、「人民戦争」や「厳打」作戦(取り締りの強化)を実施し、イスラム教徒や少数民族に大きな影響を与えている。このような中国当局の治安強化策は、死刑と大きく関係し、その適用件数を押し上げてきた。学者たちは、当局の施策の実施過程には、公正な裁判の保障措置がなく、不当な死刑執行の可能性があると、強く非難している。

死刑は、暴力と無関係な犯罪を含む 46 の犯罪に適用される。アムネスティの調べでは、死刑判決と執行のほとんどは、殺人と薬物取引に関連するものだった。7 月と 12 月に、広東省、陸豊市で数千人の聴衆を前にして行われたのが、「判決大会」だった。トラックの荷台に 23 人が乗せられ、薬物犯罪に対する死刑判決文を読み上げられ、その直後、死刑が確定した 18 人が処刑された。

一方、中国での経済犯罪に対する死刑適用は、大幅に少なくなったようだ。国営メディアの複数の記事によると、2013 年の第 18 回党大会以来、汚職撲滅対策で検挙された高官は 67 人以上になるが、誰も死刑を宣告されなかった。故意の殺人と贈収賄で死刑判決を受けたのが 1 人、経済犯罪で執行猶予 2 年の死刑判決を受けたのが数人だった。

1995 年に処刑された轟樹斌(Nie Shubin)が、2016 年に死後無罪となり、他にも複数のえん罪事件があり、市民に衝撃を与えた。この事態を受け、司法と行政の各当局が、公正な裁判の保障措置を強化する狙い

で、いくつかの通達文書を配布した。例えば、最高人民法院、最高人民検察院、公安部の 3 機関は、6 月 27 日、「刑事事件における違法な証拠の排除規定」を発令した。これは、強要された自白など、違法に得た証拠を裁判の中で厳格に排除する基準を明確にし、弁護人が証拠の合法性を質することができるようにするものだった。通達には、法執行官、裁判官、検察官に対する監視と説明責任の強化や法医学的信頼性の向上、弁護人への不当な干渉の排除などもあった。

日本では、4 人の死刑執行があった。執行は秘密裏に行われ、本人、家族、弁護人に前もって告知されることはなかった。殺人で死刑判決を受けた西川正勝と住田紘一は、7 月 13 日に大阪と広島の高松刑務所でそれぞれ絞首刑に処された。殺人や強盗で死刑判決を受けた関光彦と松井喜代司は 12 月 19 日、東京拘置所で処刑された。

2017 年は、執行数が 2013 年以降で初めてわずかながら増加に転じた。処刑された 4 人のうち 3 人は、再審請求中だった。再審請求中の執行は、1999 年を最後に行われていなかった。関光彦は、犯行当時 19 才で、日本の民法では未成年にあたる。犯行時 19 才の死刑は、1997 年以後のことである。再審中の、あるいは犯行当時未成年の者に対する執行は、国内外の法律が定める保護規定違反であり、20 年間遵守されてきた法手続きからの逸脱を意味する。

死刑判決は、新たに 3 件あった。134 人が年末時点で死刑判決を受けていた。このうち、死刑確定者は、外国籍者 6 人を含め 123 人だった。

モンゴルでは、死刑を完全に廃止する新刑法が、2015 年 12 月 3 日に議会で採択され、2017 年 7 月 1 日に施行された。7 月 10 日に就任したハルトマーギーン・バートルガ大統領は、子どもを狙った殺人や強かんなどの犯罪への市民の怒りに応える形で、繰り返し死刑の復活を訴えた。11 月 27 日、大統領は、司法省に死刑の再開を提案した。司法省内に設置された委員会は、同提案の審議を始め、年末も審議中であつた。

フィリピンの下院は 2017 年 3 月 7 日、複数の薬物犯罪に死刑を適用する法案を可決した。また、別の犯罪に死刑を復活させる法案が上院で審議にかけられた。しかし、フィリピンが締結する市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書(死刑廃止条約)に違反するおそれがあるとして、2 月 14 日、上院議員 24 人中 14 人がその懸念を盛り込んだ決議案を採択した。この決議により、死刑復活法案の審議は中断した。年末時点でも中断したままだった。

韓国は 12 月 30 日、死刑執行停止から 20 年目を迎えた。死刑判決は、過去 2 年間、1 件もなかった。年末時点での死刑囚は 61 人で、全員、刑が確定している。

台湾は過去 10 年近くで初めて執行ゼロを記録した。殺人や放火で、3 人が新たな死刑判決を受けた。刑が確定した死刑囚は年末時点で、43 人だった。鄭性澤(Cheng Hsing-tse)は、再審で無罪を勝ち取った。再審で無罪となったのは 2012 年以降、5 人目である。同氏は、14 年間獄中で、うち 10 年は死刑囚監房で過ごし、裁判 7 回、再審 8 回を経て昨年 10 月、無罪となった。2016 年 3 月、台湾高等検察庁は、法医学的な証拠が新たに見つかったと 2002 年の有罪判決に疑問を投げかけ、再審理を請求すると発表、同年 5 月に鄭性澤は保釈された。

タイでは、75 件の死刑判決が下され、女性 19 人を含む 192 人の死刑が確定した。年末時点で死刑を言い渡された人の数は、502 人に達する。薬物密売に対する絶対的法定刑としての死刑を廃止する薬物対策法が、1 月 16 日に施行された。にもかかわらず、薬物犯罪に死刑が適用される割合は依然として高く、死刑が確定した 192 件中 86 件(45%)が薬物犯罪によるものだった。

7月9日に施行された汚職防止法は、悪質な犯罪に死刑の適用を認めている。その対象範囲は、外国政府や国際機関に勤務する外国人にも拡大された。同法には、当局が国連腐敗防止条約の遵守に向けた変革を目指す旨が明記されている。しかし、汚職などの経済犯罪は、国際法が死刑の適用を認める「最も重大な犯罪」には当たらない。死刑廃止は、2018年までに実施予定の人権擁護に関する同国の行動計画に盛り込まれている。

<ヨーロッパと中央アジア>

- ベラルーシでは、少なくとも2件の死刑が執行され、少なくとも4件の死刑判決が下された。
- カザフスタンでは、死刑囚が1人いた。
- カザフスタン、ロシア、タジキスタンでは、死刑の執行停止が継続された。

2017年国別状況

国名	死刑執行数	死刑判決数	死刑囚数
ベラルーシ	2+	4+	4+
カザフスタン	0	0	1
ロシア	0	0	0
タジキスタン	0	0	0

<中東・北アフリカ>

- イラン、サウジアラビアの 3 カ国が、またも、中東・北アフリカ地域での死刑執行数の上位を占めた。
- バーレーン、ヨルダン、クウェート、アラブ首長国連邦が、死刑執行を再開した。
- 薬物関連の罪で、少なくとも 264 人が処刑された。
- 同地域の死刑判決の大半は、エジプトに集中した。
- アムネスティの調べでは、同地域での死刑適用数は、前年比では減少した

2017 年の国別状況

国名	死刑執行数	死刑判決件数	死刑囚数
アルジェリア	0	27+	+
バーレーン	3	15	+
エジプト	35+	402+	+
イラン	507+	+	+
イラク	125+	65+	+
イスラエル	0	0	0
ヨルダン	15	10+	10+
クウェート	7	15+	+
レバノン	0	12+	+
リビア	未確認	3+	未確認
モロッコ王国／西サハラ	0	15+	95+
オマーン	0	0	
パレスチナ	6	16	33
カタール	0	1	+
サウジアラビア	146	1+	45+
シリア	未確認	未確認	未確認
チュニジア	0	25+	77+
アラブ首長国連邦	1	5	+
イエメン	2+	5+	4+

中東・北アフリカ地域の死刑適用数は、前年比で全般的に減少した。死刑執行数は、2016 年の 856 件から 2017 年の 847 件へと、わずかに減った。イラン、サウジアラビアの 3 カ国が、引き続き中東・北アフリカ地域での死刑執行数の上位を占めた。イランでは、少なくとも 507 人が処刑され、地域全体の 60%に達した。サウジアラビアでは、少なくとも 146 人が処刑され、地域全体の 17%を占めた。イラクでは、少なくとも 125 件の執行があった(地域全体の 15%)。3 カ国の執行数合計は、地域全体の 92%を占める。

地域全体の死刑判決は 619 件で、前年の 764 件から減少した。そのうち 402 件はエジプトのである(同国の前年数は、少なくとも 237 人)。アムネスティは、イランで数百件の死刑判決があったとみているが、信頼できる数値を入手することはできなかった。

アルジェリア、クウェート、レバノン、モロッコ/西サハラ、カタール、チュニジアでは、死刑判決が下されたが、執行はなかった。バーレーン、ヨルダン、クウェート、アラブ首長国連邦では、それぞれ 2010 年、2015 年、2013 年、2015 年以来の死刑執行の再開となった。4 カ国の中で最も執行数が多かったのはヨルダンで、15 人だった。同地域では、死刑がしばしば、国際人権法が死刑の適用を認める「最も重大な犯罪」に当たらない犯罪に死刑が適用され、その裁判の多くが公正な裁判を求める国際基準に反している。

＜サハラ以南＞

- サハラ以南地域では、死刑執行国数が減少した。アムネスティの調べでは、執行があったのは、ソマリアと南スーダンのわずか 2 カ国だった。前年 2016 年は 5 カ国である。
- 執行件数は 28 件(ソマリア 24 件、南スーダン 4 件)である。前年の 22 件に比べ、わずかに増加した。
- 死刑判決数は減少した。前年は少なくとも 1,086 件だったが、2017 年は少なくとも 878 件だった。
- ナイジェリアは、同地域で最多の死刑判決を下し、年末時点での死刑囚の数も最も多かった。
- ギニアは、すべての犯罪に対し死刑を廃止した。2016 年には、通常犯罪に対する死刑を廃止していた。
- ブルキナファソ、チャド、ガンビア、ケニアは、死刑廃止に向け大きく前進した。

2017 年の国別状況

国名	死刑執行数	死刑判決数	死刑囚数
ベナン	0	0	14
ボツワナ	0	4	5
ブルキナファソ	0	0	12
カメルーン	0	0	235
中央アフリカ共和国	0	0	
チャド	0	0	
コモロ	0	0	7
コンゴ民主共和国	0	22+	+
赤道ギニア	0	2	2
エリトリア	0	0	
エチオピア	0	0	10+
ガンビア	0	3	23+
ガーナ	0	7	160
ギニア	0	0	12
ケニア	0	21+	23+
レソト	0	0	0

リベリア	0	0	
マラウイ	0	0	15
マリ	0	10	63
モーリタニア	0	0	90
ニジェール	0	0	11+
ナイジェリア	0	621	2,285
シエラレオネ	0	21	39
ソマリア	24	24+	124+
南スーダン	4	16+	+
スーダン	0	17+	+
スワジランド	0	0	0
タンザニア	0	5+	496+
ウガンダ	0	0	250+
ザンビア	0	94	210
ジンバブエ	0	11	99

サハラ以南地域では、著しい進展があった。

死刑を執行した国の数は減少し、ソマリアと南スーダンの 2 カ国のみであった。死刑判決を下した国の数もわずかながら減少し、前年の 17 カ国から 15 カ国となった。さらに、地域全体の死刑判決件数は 19% 減少し、2016 年は少なくとも 1,086 件だったが、2017 年は少なくとも 878 件となった。ボツワナ、スーダン、ナイジェリアの 3 カ国は、前年は死刑を執行したが、2017 年は 1 件も執行しなかった。

ギニアは、すべての犯罪に対し、死刑の適用をやめた。ケニアの最高裁は、殺人に対し死刑を必ず適用することを廃止した。すでに死刑を廃止していたマダガスカルとサントメ・プリンシペは、市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書(死刑廃止条約)を批准し、ガンビアは署名した。ブルキナファソとチャドは、新たな法律で死刑廃止に向けた取り組みを進めた。

人および人民の権利に関するアフリカ委員会は、5 月の第 60 回常会でアフリカにおける生存権に関する決議を採択した。この決議は、人および人民の権利に関するアフリカ憲章の締約国に対し、すでに死刑執行を停止した国には、死刑廃止に向けた方策をとるよう、また死刑をまだ廃止していない国には、直ちに執行を停止するよう強く求めた。

しかし、死刑を執行する国が 2 カ国だけであるにもかかわらず、執行数は、前年の 22 件に対して、28 件と増加した。死刑判決では、ナイジェリア 1 カ国で地域全体の 71% を占める。年末時点で、同国には、これまでで最大の死刑囚がいた。また、シエラレオネは、死刑廃止の動きが後退した。